

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

川崎市長 殿

住 所

氏 名

㊞

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名）

電話番号

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1（第3条関係）（裏面）

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
型 式		
構 造		
主要寸法		
能 力		
配 置		
床面及び周囲		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 備		
構 造		
主要寸法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設置場所		
操業の系統		
使用時間間隔		
1日当たりの使用時間		
使用の季節的変動		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>			
<p>用途別用水量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水量(m<sup>3</sup>/日)</p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

市独自様式（概要一覧）

1 添付書類図面等一覧

No	名称
/	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下、有害物質使用特定施設等という。）の構造
	・構造図
	・施設、関連する主要機械、主要装置の配置図（平面図）
	・床面及び周囲を特定する図（平面図）
/	有害物質使用特定施設等の設備
	・施設、付帯設備等の配置図（平面図）
	・施設、付帯設備等の配置図（立面図）
	・施設、付帯設備等の関係図（フロー図）
/	有害物質使用特定施設等の使用の方法
	・有害物質使用特定施設等の設置場所（場内図）
	・有害物質使用特定施設等を含む操業の系統
	・有害物質を含む物質のMSDS
/	用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）
	・用排水（搬入及び搬出）のバランスシート
	・用排水（搬入及び搬出）の系統
/	その他の図面等
	工場案内図

2 届出理由

--

3 他法令による許可・届出の状況

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	不要・未了・完了
大気汚染防止法	不要・未了・完了
騒音規制法	不要・未了・完了
振動規制法	不要・未了・完了
廃棄物処理法	不要・未了・完了

4 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）一覧表

	施行令別表第1の番号	今回届出後の台数
有害物質使用特定施設		
有害物質貯蔵指定施設		

5 工場概要等

資本金	千円	全従業員数	人	業種(細分類)	
主要製品				操業時間	
用途地域		敷地面積		建物面積	
担当部課係		担当者		電話	

## 有害物質の使用

項 目	有害物質使用特定施設 及び有害物質貯蔵指定 施設における使用	特定事業場 における使用	備 考
カドミウム及びその化合物			
シアン化合物			
有機燐化合物（ハ <sup>o</sup> ラチオン、メチルハ <sup>o</sup> ラチ オン、メチルメトン及びE P Nに限る。）			
鉛及びその化合物			
六価クロム化合物			
砒素及びその化合物			
水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物			
アルキル水銀化合物			
P C B			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン			
四塩化炭素			
1, 2-ジクロロエタン			
1, 1-ジクロロエチレン			
1, 2-ジクロロエチレン			
1, 1, 1-トリクロロエタン			
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン及びその化合物			
ほう素及びその化合物			
ふっ素及びその化合物			
アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合 物			
塩化ビニルモノマー			
1, 4-ジオキサン			

○有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設並びに特定事業場において有害物質を製造、使用、又は処理しているときは、チェックし物質名を記載してください。  
また、使用している場所を示す図面を添付してください。